**担い手農地集積促進事業費補助金交付要綱**

平成24年７月10日付け滋農政第493号

滋賀県農政水産部長通知

改正　平成25年５月16日付け滋地農第110号

改正　平成26年５月24日付け滋地農第114号

改正　平成28年５月20日付け滋農経第441号

改正　平成31年４月12日付け滋農経第331号

改正　令和元年５月23日付け滋農経第469号

改正　令和３年３月30日付け滋農経第246号

改正　 令和４年６月１日付け滋地農第182号

（趣旨）

**第１条**　知事は、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第３の３の(1)、(2)、(3)および(4)に基づいて行う事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において市町に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費および補助率）

**第２条**　補助の対象となる経費およびこれに対する補助率は、別表の定めるところによる。

（交付申請）

**第３条**　補助金の交付を申請しようとする者は、規則第３条に規定する補助金交付申請書（別記様式第１号）を知事に提出し、添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

(1)　添付書類

事業計画書および収支予算書（別記様式第１－１号）

(2)　提出部数

正副２部

(3)　提出期日

毎年度知事が別に定める日

（申請の取下げ）

**第４条**　規則第７条第１項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して７日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（計画変更）

**第５条**　規則第６条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、変更承認申請書（別記様式第２号）を正副２部提出し、知事の承認を受けなければならない。

（状況報告）

**第６条**　規則第10条の規定により、補助事業者は、補助金の交付決定にかかる年度の第２四半期および第３四半期の末日現在において、事業遂行状況報告書（別記様式第３号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月20日までに正副２部を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

**第７条**　補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する事業実績報告書（別記様式第４号）を知事に提出することとし、添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

(1)　添付書類

事業実績書および収支精算書（別記様式第１－１号）

(2)　提出部数

正副２部

(3)　提出期日

補助事業の完了の日から起算して１カ月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の３月末日のいずれか早い日

（額の確定）

**第８条**　知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（概算払）

**第９条**　規則第15条の規定による概算払によって補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第５号）に補助金交付請求明細書（別記様式第５－１号）を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の経理）

**第10条**　補助金の交付を受けた者は、経理を明確にした帳簿を備え、かつ、これらの証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して10年間整備保管しておかなければならない。

（標準処理期間）

**第11条**　規則第４条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第３条の規定による申請があった日から起算して60日以内に行うものとする。

（事業の着手）

**第12条**　事業の実施については、規則第４条第１項の交付決定後に着手するものする。

ただし、実施要綱第３の３の(1)、(2)、(3)および(4)の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、補助事業者は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となってから、あらかじめ知事の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第６号）を知事に提出するものとする。

２　前項ただし書により交付決定前に事業に着手する場合、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

また、この場合、補助事業者は、第３条の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日および交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

**第13条**　補助事業者は、第３条の規定に基づく交付の申請、第４条に基づく申請の取り下げ、第５条の規定に基づく変更の承認の申請、第６条の規定に基づく状況報告、第7条の規定に基づく実績報告、第８条の規定に基づく概算払請求、第11条の規定に基づく交付決定前着手届の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

**第14条**　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

**附　則**

この要綱は、平成24年７月10日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成25年５月16日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

**附　則**

この要綱は、平成26年３月24日から施行する。

**附　則**

この要綱は、平成28年５月20日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

**附　則**

１　この要綱は、平成31年４月12日から施行する。

２　改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

**附　則**

この要綱は、令和元年５月23日から施行する。

**附　則**

　この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

**附　則**

　この要綱は、令和４年６月１日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

**別表（第２条関係）**

補助対象経費および補助率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助の対象となる経費 | 補助率 | 重要な変更 |
| 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 担い手農地集積促進事業 | 実施要綱第５の３の事業実施主体が、実施要綱第３の３の(1)、(2) 、(3)および(4)に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費１　地域集積協力金交付事業２　集約化奨励金交付事業３　経営転換協力金交付事業４　機構集積協力金推進事業 | 定額 | 経費の欄に掲げる１、２および３の事業と４の事業の相互間における経費の増減 | 事業の新設または廃止経費の欄に掲げる１から４の経費の合計額の30％を超える増減 |

**別　記**

**様式第１号（第３条関係）**

　　　年度担い手農地集積促進事業費補助金交付申請書

番　　　　号

　年　　月　　日

 （宛先）

　滋賀県知事

市町長　　　氏　　　名

　　年度において、担い手農地集積促進事業費補助金　　　　　　　円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第３条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第４条第２項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

１　事業計画書

２　収支予算書

担当者

　所　属：

氏　名：

連絡先：

**様式第１－１号（第３条関係）**

　　　年度担い手農地集積促進事業計画書（事業実績書）および収支予算書（収支精算書）

１　事業の目的

２　事業の内容

６　添付書類(1)のとおり

３　経費の配分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助事業に要する（要した）経費＝総事業費Ａ＋Ｂ | 負担区分 | 備考 |
| 県費補助金Ａ | その他Ｂ |
| 地域集積協力金交付事業集約化奨励金交付事業経営転換協力金交付事業機構集積協力金推進事業 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

(注)　第12条第１項ただし書の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日および文書番号を記入すること。

４　事業完了（予定）年月日

　　年　　月　　日

５　担い手農地集積促進事業収支予算書（収支精算書）

(1)　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額（本年度精算額） | 前年度予算額（本年度予算額） | 比較増減 | 備考 |
| 　　増 |  　　減 |
| 県費補助金その他 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

(2)　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額（本年度精算額） | 前年度予算額（本年度予算額） | 比較増減 | 備考 |
| 増 | 減 |
| 地域集積協力金交付事業集約化奨励金交付事業経営転換協力金交付事業機構集積協力金推進事業 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

６　添付書類

(1)　実施要綱別紙様式第３号（市町村機構集積協力金交付事業実施計画（または完了報告書））

(2)　市町の本補助金の交付に関する規程または要綱

**様式第２号（第５条関係）**

　　　　年度担い手農地集積促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

番　　　　号

　　年　　月　　日

 （宛先）

　滋賀県知事

市町長　　　氏　　　名

　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった担い手農地集積促進事業費補助金について、下記のとおり計画を変更（中止、廃止）したいので、担い手農地集積促進事業費補助金交付要綱第５条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　変更（中止、廃止）の理由

２　変更（中止、廃止）の内容

関係書類

１　事業計画および収支予算書（別記様式第１－１号）

（注）１　変更の事項ごとに、事業計画書および収支予算書（別記様式第１－１号）に変更計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段に（　）書きで変更前の計画を記載すること。

２　補助金の額が増額する場合は、件名の｢担い手農地集積促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書｣を｢担い手農地集積促進事業費補助金の変更および追加交付申請書｣とし、本文中の｢下記のとおり変更（中止、廃止）したいので｣を｢下記のとおり変更したいので、担い手農地集積促進事業費補助金　 　円を追加交付されるよう｣とする。

担当者

　所　属：

氏　名：

連絡先：

**様式第３号（第６条関係）**

　　　　年度担い手農地集積促進事業遂行状況報告書

 番　　　　号

　　年　　月　　日

 （宛先）

　滋賀県知事

市町長　　　氏　　　名

　　　　　年度担い手農地集積促進事業の遂行状況について、担い手農地集積促進事業費補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業遂行状況（　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 計画事業費Ａ | 出来高事業費Ｂ | 進　捗　度Ｂ／Ａ | 残高事業費Ｃ＝Ａ－Ｂ | 備　考 |
| 地域集積協力金交付事業 | 円 | 円 | ％ | 円 |  |
| 集約化奨励金交付事業 |  |  |  |  |  |
| 経営転換協力金交付事業 |  |  |  |  |  |
| 機構集積協力金推進事業費 |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

２　事業開始年月日

３　事業完了（予定）年月日

**様式第４号（第７条関係）**

担当者

　所　属：

氏　名：

連絡先：

　　　　年度担い手農地集積促進事業実績報告書

 番　　　　号

　　年　　月　　日

 （宛先）

　滋賀県知事

市町長　　　氏　　　名

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で担い手農地集積促進事業費補助金の交付の決定の通知があった担い手農地集積促進事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を下記の関係書類を添えて報告します。

記

１　事業実績書

２　収支精算書

担当者

　所　属：

氏　名：

連絡先：

**様式第５号（第９条関係）**

　　　　年度担い手農地集積促進事業費補助金概算払請求書

金　　　　　　　　　　　円

　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった担い手農地集積促進事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、担い手農地集積促進事業費補助金交付要綱第９条の規定により請求します。

 　　　　　年　　月　　日

 （宛先）

　滋賀県知事

市町長　　　氏　　　名

担当者

　所　属：

氏　名：

連絡先：

**様式第５－１号（第９条関係）**

　　　　年度担い手農地集積促進事業費補助金交付請求明細書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　　訳 | 計画事業費Ａ | 出来高（事業費ベース） | 既受領額Ｅ | 今回請求額Ｆ＝Ｃ－Ｅ | 残額Ｇ＝Ａ-(Ｅ+Ｆ) | 備考 |
| 月　日現在執行済み額Ｂ | 月　日現在執行(見込み)額Ｃ | 比較Ｄ＝Ｃ－Ａ |
| 事業内容 | 地域集積協力金交付事業 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 集約化奨励金交付事業 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 経営転換協力金交付事業 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 機構集積協力金推進事業費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 補助金ベース（補助率：定額） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 率 | 100.0％ | 　　　　％ | 　　　　％ | 　　　　％ |  |  |  |  |

**様式第６号（第12条関係）**

　　　　年度交付決定前着手届

 番　　　　号

　　年　　月　　日

 （宛先）

　滋賀県知事

市町長　　　氏　　　名

担い手農地集積促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　交付決定前に着手する理由

２　交付決定前に着手する内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助事業に要する経費＝総事業費 | 負担区分 | 着手年月日 | 完了予定年月日 |
| 県費補助金 | その他 |
| Ａ＋Ｂ | Ａ | Ｂ |
| 地域集積協力金交付事業集約化奨励金交付事業経営転換協力金交付事業機構集積協力金推進事業 | 円 | 円 | 円 |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |

３　届出に係る承諾事項

(1)　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとすること。

(2)　交付決定を受けた金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

(3)　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の変更内容）はないこと。

担当者

　所　属：

氏　名：

連絡先：